【定期報告】産業廃棄物処理業（収集運搬･処分）関係 Q&A

０共通 . . . 3
Ｑ０－１　単位はどこまで記入するのか。 . . . 3
Ｑ０－２　押印は必要か。 . . . 3
Ｑ０－３　昨年度分の実績を提出し忘れていたが、どうすればよいか。 . . . 3
Ｑ０－４　委託者（排出事業者等）の名称が年度途中で変更した場合は、分けて記入する必要があるのか。 . . . 3
Ｑ０－５　年度途中で、個人から法人となったが、両方の報告が必要か。 . . . 3
Ｑ０－６　年度途中で、社名が変更となったが、両方の報告が必要か。 . . . 3
１産業廃棄物・特別管理産業廃棄物運搬状況報告書（様式第６号） . . . 3
Ｑ１－１　様式第 6 号で記入しきれない場合、欄を増やす場合はどうしたらよいか。 . . . 3
Ｑ１－２　様式第 6 号の報告に「自動車リサイクル法」上の自動車を含めるのか。 . . . 3
２産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分状況報告書（様式第７号） . . . 4
Ｑ２－１　様式第７号は県外分を含むのか。また、県外の場合は、本社を書くのか事業場を書くのか。 . . . 4
Ｑ２－２　別紙 2 枚目（持出分）には、2 次マニフェスト分を含むのか。 . . . 4
Ｑ２－３　コンクリくずの処分を受けているが、その中は「がれき類」と「ガラ･コン･陶」が混ざっている。どう記入するのか。 . . . 4
Ｑ２－４　許可品目以外の混入があり、持ち帰らせた場合どのように記入するのか。 . . . 4
Ｑ２－５　処分場が複数あり、電子申請する場合、様式７号は事業所ごと作成するのか。 . . . 4
Ｑ２－６　中間処理業者だが、排出業者ごとに作成していないので、排出事業者ごとにはわからない。1 枚目について、どう記入するのか。 . . . 4
Ｑ２－７　自社で産業廃棄物を排出して、自社処分をした場合、その産業廃棄物の量を報告に含めるのか。含めるとした場合の記入方法は？ . . . 4
Ｑ２－８　処分業者だが、24 号と７号は両方出す必要があるのか。 . . . 4
Ｑ２－９　再生、販売の場合、「報告者が処分を委託した者」の欄は記入するのか。 . . . 4
Ｑ２－10　受託量、委託量、処分量について、例えば、３月 31 日に委託を受け、４月 15 日に中間処分をし、５月１日に最終処分を委託した場合など受託量、処分量、委託量が月ごとや年度ごとに一致しないと思うが、それでよいか。 . . . 5
Ｑ２－11　種類は「混合廃棄物」ではだめか。受けるときも出すときも混廃のマニフェストを作成しており、個別の種類の数字はつかむ必要がない。混廃のまま埋め立てしているので、出すときも分ける必要がない。 . . . 5
Ｑ２－12　がれき類を破砕処理しており、処理後、一部を再生利用し、残りを最終処分

場に埋め立てる場合、7号の処分後量とは。また24号の排出量とは。. 5
Ｑ２－13　汚泥等から肥料を製造している場合、処分後量は、製品となった肥料は有価物なので０になるのか。それとも再生した肥料の量を記入するのか。. 5
３産業廃棄物･特別管理産業廃棄物運搬実績報告（様式25号）. 5
Ｑ３－１　収集運搬業者だが、自己搬入のみの場合、運搬実績報告書は提出が必要か。5
Ｑ３－２　自社処分している会社の収集運搬を受けているが、その場合25号様式で引き渡した者（処分業者又は収集運搬業者等）の許可番号がなくても良いか。. 5
Ｑ３－３　25号運搬実績報告書の委託者の住所氏名は、本社の所在地を記入するのか。引き渡した者についても同様。. 5
Ｑ３－４　法人の電子申請の場合、「部署」を必須で入れることになっている。小さな会社で部署がないが、どうしたらよいか。また、実績なしの報告は可能か。. 6
Ｑ３－５　積替保管許可をもっているが、6号と25号は両方提出するのか。. 6
Ｑ３－６　記入例に（焼却）とあるが、処分方法を記入するのか。. 6
Ｑ３－７　政令市（静岡市、浜松市）の許可が失効し静岡県の許可のみが有効になった場合、報告はどちらにすればよいか。. 6

０共通

Ｑ０－１　単位はどこまで記入するのか。

Ａ０－１　各事業者で管理している有効数字で構いませんが、最小値を小数点第３位までとしてください。

Ｑ０－２　押印は必要か。

Ａ０－２　様式６号・７号は必要です。様式 25 号は不要です。

Ｑ０－３　昨年度分の実績を提出し忘れていたが、どうすればよいか。

Ａ０－３　今年度分と同時でもよいので、付箋紙などで、昨年度分と明確にわかるようにして、提出してください。

Ｑ０－４　委託者（排出事業者等）の名称が年度途中で変更した場合は、分けて記入する必要があるのか。

Ａ０－４　マニフェストの記入にあわせて、分けて記入してください。

Ｑ０－５　年度途中で、個人から法人となったが、両方の報告が必要か。

Ａ０－５　両方提出してください。

Ｑ０－６　年度途中で、社名が変更となったが、両方の報告が必要か。

Ａ０－６　新社名でまとめて報告してください。

１産業廃棄物・特別管理産業廃棄物運搬状況報告書（様式第６号）

Ｑ１－１　様式第 6 号で記入しきれない場合、欄を増やす場合はどうしたらよいか。

Ａ１－１　紙媒体で作成する場合は、合計欄はまとめて記入しコピーして利用してください。

Ｑ１－２　様式第 6 号の報告に「自動車リサイクル法」上の自動車を含めるのか。

Ａ１－２　リサイクル登録を受けているものは含めません。リサイクル登録を受けずにいる場合は含めてください。なお、家電リサイクル上のものも報告対象外です。

２産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分状況報告書（様式第７号）

Ｑ２－１　様式第７号は県外分を含むのか。また、県外の場合は、本社を書くのか事業場を書くのか。

Ａ２－１　県外分も含みます。住所は、排出した事業場の住所を記入してください。

Ｑ２－２　別紙２枚目（持出分）には、２次マニフェスト分を含むのか。

Ａ２－２　２次マニフェスト分は、「委託」と記入して報告してください（備考３）。

Ｑ２－３　コンクリくずの処分を受けているが、その中は「がれき類」と「ガラ･コン･陶」が混ざっている。どう記入するのか。

Ａ２－３　「がれき類」と「ガラ･コン･陶」の２つの種類に分けて記入してください。

Ｑ２－４　許可品目以外の混入があり、持ち帰らせた場合どのように記入するのか。

Ａ２－４　持ち帰らせた量を控除し、処分したもののみ記入してください。

Ｑ２－５　処分場が複数あり、電子申請する場合、様式７号は事業所ごと作成するのか。

Ａ２－５　許可の法人単位としてまとめて報告してください。ただし、別紙は事業場ごと分けて作成してください。

Ｑ２－６　中間処理業者だが、排出業者ごとに作成していないので、排出事業者ごとにはわからない。１ 枚目について、どう記入するのか。

Ａ２－６　必ずしも報告者に処分を委託した者（排出業者）と報告者が処分を委託した者（最終処分業者）が横に一致しなくともかまいません。

Ｑ２－７　自社で産業廃棄物を排出して、自社処分をした場合、その産業廃棄物の量を報告に含めるのか。含めるとした場合の記入方法は？

Ａ２－７　受託した産業廃棄物の量を報告してもらうので、含めません。

Ｑ２－８　処分業者だが、24 号と７号は両方出す必要があるのか。

Ａ２－８　24 号は 15 条施設を設置している事業者が前年度１年間の処分量を報告し、７号は産業廃棄物処分業者が前年度１年間委託された処分量を報告します。両方該当している場合は両方提出してください。なお、７号は委託された廃棄物の処分量となるので、自己処分は控除してください。

Ｑ２－９　再生、販売の場合、「報告者が処分を委託した者」の欄は記入するのか。

Ａ２－９　記入は不要です。別紙の「持出状況」に記入してください。

Ｑ２－10　受託量、委託量、処分量について、例えば、３月 31 日に委託を受け、４月 15 日に中間処分をし、５月１日に最終処分を委託した場合など受託量、処分量、委託量が月ごとや年度ごとに一致しないと思うが、それでよいか。

Ａ２－10　年度をまたぐ場合については、処分をした年度に合わせてください。

Ｑ２－11　種類は「混合廃棄物」ではだめか。受けるときも出すときも混廃のマニフェストを作成しており、個別の種類の数字はつかむ必要がない。混廃のまま埋め立てしているので、出すときも分ける必要がない。

Ａ２－11　推定値でも差し支えないので許可品目ごとに記入してください。

Ｑ２－12　がれき類を破砕処理しており、処理後、一部を再生利用し、残りを最終処分場に埋め立てる場合、7 号の処分後量とは。また 24 号の排出量とは。

Ａ２－12　７号:処分後量とは廃棄物のみの量と考えるので、最終処分へ委託した廃棄物量が処分後量となります。

24 号：７号と同様に考えるので、排出量とは最終処分へ委託した廃棄物量のことです。

Ｑ２－13　汚泥等から肥料を製造している場合、処分後量は、製品となった肥料は有価物なので０になるのか。それとも再生した肥料の量を記入するのか。

Ａ２－13　有価物として取引される場合は、処分後量は０になります。別紙２については、再生利用している旨を記入してください。

３産業廃棄物･特別管理産業廃棄物運搬実績報告（様式 25 号）

Ｑ３－１　収集運搬業者だが、自己搬入のみの場合、運搬実績報告書は提出が必要か。

Ａ３－１　自己で排出したものを自己で搬入した場合は、実績を記入する必要はありませんが、報告書の提出は必要です。

なお、自社から排出した産業廃棄物については、処分業者に渡した管理票に基づき、管理票交付状況報告書（様式第３号）を提出してください。

Ｑ３－２　自社処分している会社の収集運搬を受けているが、その場合 25 号様式で引き渡した者（処分業者又は収集運搬業者等）の許可番号がなくても良いか。

Ａ３－２　自社処分している場合など、許可番号がない場合は記入不要ですが、できれば、わかりやすいように備考欄に「自社処分」と記入してください。

Ｑ３－３　25 号運搬実績報告書の委託者の住所氏名は、本社の所在地を記入するのか。引

き渡した者についても同様。

Ａ３－３　本社の所在地ではなく、廃棄物の積込、積降をした事業場を記入してください。

Ｑ３－４　法人の電子申請の場合、「部署」を必須で入れることになっている。小さな会社で部署がないが、どうしたらよいか。また、実績なしの報告は可能か。

Ａ３－４　部署は「産業廃棄物担当」と入力してください。実績なしの場合も様式に「実績なし」と記入の上、報告をしてください。

Ｑ３－５　積替保管許可をもっているが、6 号と 25 号は両方提出するのか。

Ａ３－５　積替保管の場合は６号だけの提出なります。

Ｑ３－６　記入例に（焼却）とあるが、処分方法を記入するのか。

Ａ３－６　特に決まりはないが、できれば記入してください。

Ｑ３－７　政令市（静岡市、浜松市）の許可が失効し静岡県の許可のみが有効になった場合、報告はどちらにすればよいか。

Ａ３－７　県に市内業務分を含めて報告してください。